

# 小松加賀環境衛生事務組合議会傍聴規則

昭和53年12月1日  
議会規則第2号

改正 平成27年2月26日議会規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴人の取締に関しては、小松市議会傍聴規則（昭和43年小松市議会規則第2号）を準用する。

この場合において同規則第4条中「80人」とあるのは「20人」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成27年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。